

三歳未満児に係る幼稚園入園事業 (特区法改正について)

学校教育法第80条

- ・ 幼稚園に入園することができるのは、満三歳から。

特区の事業

「構造改革特別区域法」(平成14年12月法律第189号)

- ・ 第14条において、満二歳になった後の初めての4月から、幼稚園に入園可能とした。

特区事業の評価

- ・ 基本的な生活習慣や自立心、思いやりが身につくなど、成長が見られた
- ・ 親の子育て不安の解消などの効果はある
- ・ 二歳児については、満三歳以上児と同様の集団的な教育にはなじまない。

【考え方】

- ・ 二歳児については、幼稚園児として集団的な教育(幼稚園教育)を行うことではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、親子登園等、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更し、全国にその普及を図る。

- ・ 構造改革特別区域法の一部改正(平成19年3月31日公布)
第14条削除、施行日を平成20年4月1日とする
- ・ 子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点を通知で発出